

2017年4月6日

**朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル発射に関する安全保障理事会報道声明**

以下の安全保障理事会報道声明が、アメリカ合衆国大使のニッキー・ヘイリー安保理議長により本日発出された。

安全保障理事会理事国は、2017年4月4日に朝鮮民主主義人民共和国により実施されたつい最近の弾道ミサイル発射を強く非難する。この発射は、国際連合安全保障理事会諸決議1718(2006)、1874(2009)、2087(2013)、2094(2013)、2270(2016)および2321(2016)の下での朝鮮民主主義人民共和国の国際的義務に重大に違反するものである。

安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国の非常に安定を損なう活動および2017年2月と3月の二度の更なる発射とエンジン燃焼試験並びについて最近の3月21日の発射から3週間も経たないうちにこの弾道ミサイル発射を実施したことにより安全保障理事会を紛れもなくまた挑戦的に公然と無視したことについて安保理理事国の最大の懸念を表明する。安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国が、関連する安全保障理事会諸決議に違反した、更なる行動を直ちに自制し、これらの諸決議の下での自らの義務を十分に遵守するものとするを要求する。

安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル活動が、朝鮮民主主義人民共和国の核兵器運搬システムの開発に寄与しておりそして地域および周辺の緊張を著しく増していることに留意しつつ、この発射を含む、あらゆるその活動を憂慮する。安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国が資源を弾道ミサイルの追求に転用し同時に朝鮮民主主義人民共和国国民が必要なものをかなり満たされてきていないことを更に遺憾に思う。

安全保障理事会理事国は、安全保障理事会が状況を緊密に監視し続けそして安保理が以前に表明した決意に沿って、更なる重要な措置を講じることに合意する。

安全保障理事会理事国は、全ての加盟国に対し、安全保障理事会より朝鮮民主主義人民共和国に課され

た措置、特に決議 2270（2016）および 2321（2016）に含まれた包括的措置、を十分に実施するため、その取組を倍加することを求める。安全保障理事会理事国は、決議 1718（2006）に従って設立された委員会に対し、決議 2270（2016）および 2321（2016）の執行を強化し、そしてこれらの決議および他の関連する諸決議の下での自らの義務を遵守する加盟国を支援するその活動を強化することを指示した。安全保障理事会理事国は、加盟国に対し、決議 2270（2016）および 2321（2016）の諸規定を効果的に実施するために加盟国が講じた具体的措置に関して可及的速やかに報告することをまた求める。

安全保障理事会理事国は、朝鮮半島および北東アジア全体の平和と安定を維持することの重要性をくり返し表明し、状況に対する平和的な、外交的なそして政治的な解決に対する安保理の公約を表明し、そして対話を通じた平和的且つ包括的な解決を促進するための安保理理事国並びにその他の国家の取組を歓迎する。安全保障理事会理事国は、非核化に対する心からの熱意を示すことの朝鮮民主主義人民共和国の不可欠な重要性を強調しそして朝鮮半島と周辺の緊張を減らすために活動することの重要性を強調する。